

## 徳島市子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として定めることが義務付けられた計画です。

### 【根拠法令】 子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### 【関連する制度】 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。

## 《第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画》

期間: 令和7年度から5か年の計画

策定について: 国から示される設問に基づきニーズ調査を実施し、量の見込みを算出。市の情勢を踏まえつつ子ども会議やパブリックコメントを経て徳島市の計画を策定。

第2期からの主な変更点: 令和4年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、次期計画に以下の3事業を追加。

### ① 子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

対象: 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等(支援を要するヤングケアラー含む)

内容: 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。

例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

### ② 児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

対象: 養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童

内容: 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う

例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

### ③ 親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

対象: 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象

内容: 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。

例) 講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ(ペアレントトレーニング) 等



## 子ども・子育て支援ニーズ調査の設問項目（前回比較）一覧

（小学校就学前）

新規	設問項目等	新規項目追加理由
	市長あいさつ・調査票の記入にあたって（記入上の注意）	
	子ども・子育て支援新制度とニーズ調査について	
	徳島市における教育・保育事業の実施状況	
	1 調査回答者について	
	問1 回答者（子どもとの関係）	
	問2 回答者（配偶関係）	
	問3 就学前の子ども数・生年月	
	問4 子育てを主に行っている人	
	問5 居住地区（小学校区）	
	2 子どもの育ちをめぐる環境について	
	問6 子どもをみてもらえる親族・知人の有無と負担感	
	問7 子育てについて相談できる人・場所の有無	
	問8 子育てに関する周囲の支援（自由回答）	
	3 母親の就労状況について	
	問9-1 就労状況・形態（時間）	
	問9-2 フルタイムへの転換希望	
	問9-3 就労希望（非就労者）	
	4 父親の就労状況について	
	問10-1 就労状況・形態（時間）	
	問10-2 フルタイムへの転換希望	
	問10-3 就労希望（非就労者）	
	5 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	
	問11 利用の有無・利用状況・利用希望・利用しない理由	
	問12 幼稚園の預かり保育の利用希望	
	6 土日や長期休業期間の定期的な教育・保育事業の利用状況について	
	問13 利用の有無・利用状況	
	7 病気の際の対応について（平日の教育・保育利用者のみ）	
	問14 必要性の有無・対処方法	
	問15 病児保育事業の利用希望の有無・理由	
	問16 親の看護意向・理由	
	8 不定期の一時預かり等の利用について	
	問17 利用の有無・利用事業・利用しない理由	
	問18 私用等による不定期利用の希望の有無・利用目的・利用形態	
修正	問19 私用等による不定期利用の必要性の有無・利用形態	国の調査のひな型に合わせるため
	問20 知人等に預ける場合の困難度	
	9 地域子育て支援拠点施設の利用について	
	問20 利用の有無・利用状況・利用者	
	問21 利用希望の有無・利用形態・利用者（未利用者）	
	10 小学校就学後の放課後の過ごし方について	
	問22 事業（場所）ごとの利用希望日数	
	問23 平日・土日ごとの学童保育の利用希望の有無・利用時間	
	11 地域の子育て支援事業の利用状況について	
	問24 認知状況・利用の有無・整備希望	
	12 育児休業等の職場の両立支援について（問27・28は母親・問29・30は父）	
	問25 育児休業取得の有無・取得状況・取得しない理由	
	問26-1 職場復帰のタイミング	
	問26-2 育児休業からの復帰時期・希望の取得期間・復帰時期の決定理由	
	問26-3 育児休業の希望取得期間	
	問26-4 短時間勤務の利用の有無	
	問27 1歳までの育児休業の利用意向	
	問28-1 職場復帰のタイミング	
	問28-2 育児休業からの復帰時期・希望の取得期間・復帰時期の決定理由	
	問28-3 育児休業の希望取得期間	
	問28-4 短時間勤務の利用の有無	
	問29 1歳までの育児休業の利用意向	
	問30 育児休業給付・社会保険料免除制度の認知状況	
○	13 「こども誰でも通園制度」について	
○	問31 利用希望	児童福祉法の一部改正に伴う意向調査
	14 子育て支援全般について（自由意見）	
	問32 子育て支援全般について（自由意見）	

※「新規」欄に○のあるものが、今回の調査で新たに追加した項目

## 子ども・子育て支援ニーズ調査の設問項目（前回比較）一覧

（小学生保護者用）

新規	設問項目等	新規項目追加理由
	市長あいさつ・調査票の記入にあたって(記入上の注意)	
	子ども・子育て支援新制度とニーズ調査について	
	徳島市における教育・保育事業の実施状況	
	1 調査回答者について	
	問1 回答者(あて名の子どもの関係)	
	問2 回答者(家族構成)	子どもの生活状況調査に伴い追加
	問3 回答者(婚姻状況)	
	問4 回答者(養育費の状況)	子どもの生活状況調査に伴い追加
	問5 あて名の子どもの学年・兄弟数とあて名の子どもの順番	
	問6 子育てを主に行っている人	
	問7 居住地区(小学校区)	
	2 子どもの育ちをめぐる環境について	
	問8 子どもをみてもらえる親族・知人の有無と負担感	
	問9 子育てについて相談できる人・場所の有無	
	問10 子育てに関する周囲の支援(自由回答)	
	3 母親の就労状況について	
	問11-1 就労状況・形態(時間)	
	問11-2 フルタイムへの転換希望	
	問11-3 就労希望(非就労者)	
	4 父親の就労状況について	
	問12-1 就労状況・形態(時間)	
	問12-2 フルタイムへの転換希望	
	問12-3 就労希望(非就労者)	
	5 地域の子育て支援事業の利用状況について	
	問13 認知状況・利用の有無・整備希望	
	6 放課後の過ごし方について	
	問14 事業(場所)ごとの利用希望日数	
	7 放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望について	
	問15 平日・土日ごとの学童保育の利用希望の有無・利用時間	
	8 宿泊を伴う一時預かりの「利用について	
修正	問16 必要性の有無・対処方法・利用日数	国の調査のひな型に合わせるため
	問15 知人等に預ける場合の困難度	
	9 病気の際の対応について	
	問17 必要性の有無・対処方法	
	問18 病児保育事業の利用希望の有無・理由	
	問19 親の看護意向・理由	
子どもの生活状況調査		
	<input type="radio"/> 10 家庭の様子について	
	<input type="radio"/> 問20 家庭行事等への参加	国の調査のひな型に市独自の項目を増やす
	<input type="radio"/> 問21 親の子どもの進学先意向	国の調査のひな型と同じ
	<input type="radio"/> 問22 親の子どもの進学先意向理由	
	<input type="radio"/> 問23 親の最終学歴	
	<input type="radio"/> 問24 親の就労状況	
	<input type="radio"/> 問25 親の未就労理由	
	<input type="radio"/> 問26 暮らしのゆとり	
	<input type="radio"/> 問27 世帯の年収	
	<input type="radio"/> 11 家庭の暮らしについて	
	<input type="radio"/> 問28 食料の確保状況	国の調査のひな型と同じ
	<input type="radio"/> 問29 衣類の確保状況	
	<input type="radio"/> 問30 公共料金の支払状況	
	<input type="radio"/> 問31 子育て以外の悩みの相談先・援助者の有無	
	<input type="radio"/> 問32 支援制度の利用状況	
	12 子育て支援全般について(自由意見)	
	問33 子育て支援全般について(自由意見)	

※「新規」欄に○のあるものが、今回の調査で新たに加えた項目

## 子ども・子育て支援ニーズ調査の設問項目（前回比較）一覧

（小学4～6年生用）

新規	設問項目等		新規項目追加理由
	子どもの生活状況調査		
○	問1	学年	国の調査のひな型と同じ
○	問2	性別	
○	問3	希望する最終学歴	
○	問4	希望する最終学歴の希望理由	
○	問5	地域クラブ等への参加の有無	
○	問6	地域クラブ等への不参加の理由	
○	問7	困りごとの相談先	
○	問8	生活の満足度	
○	問9	自分の現在の心理状況等	
○	問10	支援施設の利用状況	
○	問11	支援施設の利用後の効果	

※「新規」欄に○のあるものが、今回の調査で新たに加えた項目

## 徳島市子ども貧困対策推進計画について

第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、当該計画と一体のものとして徳島市子ども貧困対策推進計画を策定する。

### 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>子どもの<b>現在</b>及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする</li><li><b>全ての</b>子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、<b>子ども一人一人が夢や希望を持つことができる</b>ようにする</li><li>子どもの<b>貧困の解消</b>に向けて、<b>児童権利条約の精神</b>に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する</li></ul>
<b>基本理念</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その<b>意見が尊重</b>され、その<b>最善の利益が優先して考慮</b>されること</li><li>子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて<b>包括的かつ早期</b>に講ずること</li><li>背景に<b>様々な社会的要因</b>があることを踏まえること</li><li>国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと</li></ul>

<b>国</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>「<b>子どもの貧困対策に関する大綱</b>」を策定(閣議決定) ※子どもの貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)が案を作成 案の策定時に<b>子どもや保護者等の意見を反映</b>させるための措置を講ずる</li><li>子どもの<b>貧困の状況</b>・子どもの<b>貧困対策の実施状況</b>の公表(毎年1回)</li></ul>
<b>都道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県計画を策定(努力義務) ※大綱を勘案</li></ul>
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>市町村計画を策定(努力義務)</b> ※大綱及び都道府県計画を勘案</li></ul>

### 2 子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱 ○「子供の貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定 ○今般の大綱改定は、 ①前大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施。 ○平成30年11月の子供の貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。	
<b>目的</b>	現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を <b>包括的・早期</b> に実施
<b>基本的方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて<b>早期の課題把握</b></li><li>② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ <b>声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化</b></li><li>③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ <b>計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進</b></li></ul>

### 3 令和元年6月19日付け 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡(抜粋)

市町村における子供の貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づく行動計画や子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないものとしたします。